

国民健康保険料の負担軽減に関する意見書

来年4月から国民健康保険制度の都道府県化が実施されます。

厚生労働省は10月23日、来年度の国民健康保険の納付金及び標準保険料率を試算する仮係数を各都道府県に通知しました。これを受けて、東京都では来年度の予算編成作業とともに、納付金及び標準保険料率の算定方法案と運営方針案作りが進められています。

本区の国民健康保険加入者は、所得のない方も含め、旧ただし書き所得200万円以下が8割弱を占めており、均等割額の2割、5割、7割の法定減免を受けている人も全体の約45%に上っています。保険料の動向によっては、区民の暮らしを左右するとともに、区財政にも大きな影響を及ぼします。

11月21日に開かれた東京都の国民健康保険運営協議会では、「平成30年度仮係数に基づく1人当たり国民健康保険料額と平成28年度法定外繰入後の1人当たり保険料との比較」が示されました。それによると1人当たりの保険料は、全都平均で15万2,511円で、平成28年度の11万8,172円と比較して、約1.3倍、3万4,339円もの引上げとなっています。本区においても、約1.25倍、2万8,833円の引上げとされています。

この大幅な引上案は法定外繰入れを見込んでいないためですが、このままでは区民の暮らしに一層深刻な影響を与えることは明らかです。

よって、墨田区議会は、東京都に対し、国民健康保険制度の安定的な運営を図るよう下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 被保険者の負担軽減を図るため、都の責任において必要な財政措置を講ずること。
- 2 低所得者に対するより一層の保険料の軽減を図ること。
- 3 多子世帯に対する保険料の軽減策を検討すること。
- 4 国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国庫負担割合を引き上げるよう、国に対し働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年12月 日

墨田区議会議長名

東京都知事 あて